

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. February 2016

法人所得税率の恒久的引き下げ

タイ国立法議会は、法人所得税率を30%から20%に恒久的に引き下げるとする歳入法の改正法案を承認しました。当該減税は、タイ国経済の競争力強化を目的としています。

タイ国を自動車開発の中心地とすることを奨励する措置

タイ国内閣は、タイ国を域内の自動車産業の研究開発 (R&D) および試験の中心地とすることを奨励する財務省の提案を承認しました。該当措置では以下の恩典が付与されます。

- 物品税を免除されている R&D および性能試験のための自動車およびバイクのプロトタイプの入りにかかる VAT を免除する。
- 物品税を免除されている R&D および性能試験のための自動車のプロトタイプの減価償却の計上を認める。
- タイ国内で販売されたことがない車種に限り、R&D および性能試験のために輸入された自動車およびバイクのプロトタイプにかかる物品税を免除する。物品税局長は、物品税の免除に関する規定、手続き、要件を定める。

当該措置はその成立後、2016年1月1日に遡って適用されます。

相続税に関連する法律

タイ国内閣は、以下のとおり、相続税法および贈与税に関連する法律についての財務省の提案を承認しました。

- 遺産という形で不動産の所有権移転登録を行う土地局職員がその旨を歳入局に登録する期限を設定する。
- 相続税が免除される者の情報を収集/管理する者、ルール、手続きを決定する。
- 相続税法 (2015) Section 14 Paragraph 3 に規定されるタイ国内にある資産を以下のとおり指定する。
 - タイ国内にある不動産
 - タイ国内で登録され、もしくはタイ国の法律によって設立された法人により発行された債券
 - タイ国内の預貯金、もしくは遺言者がタイ国内で金融機関あるいは預金を預かる者から引出す権利を有する預貯金と類似するもの
 - タイ国で登録された車両
- 相続された不動産に対して第三者が有する権利の価値を当該不動産の価値から控除する際の計算方法を定める。
- 資産価値の算定方法
 - (1) タイ国外にある不動産の価値は、遺産を受け取った日の時価とする。
 - (2) タイ国証券取引所に上場されていない証券の価値は、以下の場合を除き、遺産を受け取った日の価額とする。
 - (2.1) 法人およびパートナーシップの株式/持分の価値は、当該株式/持分の所有権を受け取った会計期間の直前期の帳簿価額とする。

(2.2) 短期国債、債券、為替手形、社債の価値は、発行価額もしくは払戻価額のいずれか低い額とする。

(3) 登録車両の価値は、遺産を受け取った日の時価とする。

(4) 預貯金、もしくは遺言者が金融機関あるいは預金を預かる者から引出す権利を有する預貯金と類似するものの価値は、遺産を受け取った日の価額とする。

- 分割方式で相続税を納付する場合のルール、手続き、要件を制定する。
- 不動産の所有権もしくは占有権が相続人の嫡出子に無償で譲渡された場合における租税の免除を廃止する。

歳入局のルーリング

株式配当の価値の計算

タイ国証券取引所 (SET) に上場しているB社は、10株に対して1株の割合で普通株を割り当てる株式配当を検討しています。額面価額は1バーツです。2012年12月、当該株式は SET において平均8.25バーツで取引されていました。当該株式配当にかかる源泉税を計算するため、B社は株式配当の価値を如何に計算すべきか確認しました。

歳入局は、タイ国個人および法人株主に 10 : 1 の割合でB社普通株式を支払う株式配当は、歳入法 Section 39 および 40 (4) (b) に規定される課税所得に該当するとし、株主が受け取る株式配当の価値は、株式配当の支払者であるB社が資本金に組み入れた剰余金の額を株式配当で発行した株式数で除した額に等しいと回答しました。

自動車の販売にかかるディスカウント

C社は、ディーラーを介して自動車を販売しています。エンドユーザーが自動車の購入を希望しているにもかかわらず資金が不足している場合、ディーラーは販売価額をディスカウントして金融機関と連絡を取り、エンドユーザーは金融機関から資金を借入れ、割賦販売契約を締結します。ディーラーは、納車の際、ディスカウントに関する書類をエンドユーザーに提供し、金融機関を購入者とするタックスインボイスを発行します。また、ディーラーは金融機関を自動車の購入者ならびに所有者として陸運局に登録します。C社は、当該ディスカウントが源泉税の対象となるのか、対象となる場合には誰が源泉税を負担すべきか確認しました。

タイ国歳入局は、当該ディスカウントはディーラーから自動車の転売を目的とした金融機関（購入者）に与えられたとみなされるため、源泉税の対象になると回答しました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531
Ext. 5085			

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.